

石川県警察の監察に関する訓令

平成12年3月15日
石川県警察本部訓令第5号

石川県警察の監察に関する訓令を次のように定める。

石川県警察の監察に関する訓令

石川県警察の監察に関する訓令（昭和56年石川県警察本部訓令第14号）の全部を改正する。

目次

第1章 総則（第1条～第6条）

第2章 細則（第7条～第18条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この訓令は、石川県警察の能率的な運営及びその規律の保持に資するために実施する監察に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（監察実施計画）

第2条 警察本部長（以下「本部長」という。）は、毎年度、監察を実施するための計画（以下「監察実施計画」という。）を作成するものとする。

2 監察実施計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 監察の種類及び方法
- (2) 監察の実施項目
- (3) 監察の対象とする部署
- (4) 監察の時期

（実施）

第3条 監察は、監察実施計画に基づき実施しなければならない。ただし、警察の能率的な運営又はその規律の保持のため特に必要があるときは、その都度、速やかに実施しなければならない。

（留意事項）

第4条 監察を行うに当たっては、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 警察の使命と監察の目的を十分理解して職務執行の適正と能率の向上に努めること。
- (2) 監察は、厳正公平に行い、信賞必罰の心構えをもって望むこと。
- (3) 監察は、いたずらに非違の摘発に偏することなく、勤務成績優良者及び善行者等潜在する優良職員の発見に努めること。

- (4) 監察は、広く意見を聴取し、警察運営の刷新改善を図ること。
- (5) 監察は、単に書類審査又は事情聴取に止まることなく、速やかに実地検証等を行い、迅速的確な事実の把握と措置に努めること。

(公安委員会への報告)

第5条 本部長は、石川県公安委員会に対し、監察実施計画を作成したときは速やかに報告し、監察の実施状況については四半期ごとに少なくとも1回報告するものとする。ただし、監察の実施状況について、特に速やかに報告することが必要なものについては、その都度、報告するものとする。

(監察の結果に基づく措置)

第6条 本部長は、監察の結果に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

第2章 細則

(監察の種類)

第7条 監察の種類は、業務監察、服務監察及び術科監察とする。

(監察の方法)

第8条 監察は、総合監察、随時監察及び特別監察の方法とする。

(監察官等の任命)

第9条 業務監察、服務監察及び術科監察を行う者(以下「監察官」という。)は、警視以上の警察官の中から本部長が任命する。

2 本部長は、警察本部に勤務する警部以上の警察官並びにこれに相当する事務吏員及び技術吏員のうちから監察官の補佐を命ずるものとする。

(監察官の職務)

第10条 監察官は、次の職務をつかさどる。

- (1) 警察職員の服務規律に関する監察
- (2) 警察業務に関する監察
- (3) その他特に命ぜられた事務

(監察官の権限)

第11条 監察官は、職務上必要があるときは、警察職員に対し資料の提出を命じ、又は事実の説明を求め、若しくは指定した日時及び場所に関係者を招致して調査することができる。ただし、特に必要がある場合の外はあらかじめその所属長に通知して行うものとする。

(部課長の協力)

第12条 部課長(隊・校長を含む。)は、その所管事項に関する令達その他の資料で監察上参考となるものは、積極的に監察官に提出するなど、監察官の職務に協力しなければならない。

(監察結果の報告)

第13条 監察を行ったときは、その状況に意見を付して本部長に報告すると

ともに、重要な事項については文書により当該警察署長及び隊長（以下「警察署長等」という。）に通達若しくは指示するものとする。ただし、規律違反につき懲戒審査を必要とすると認めたときは、石川県警察職員の懲戒に関する訓令（昭和30年石川県警察本部訓令第2号）の規定により、本部長に申し立てなければならない。

（警察署長等の措置）

第14条 前条の規定により通達若しくは指示を受けた警察署長等は、指摘された事項に関し速やかに必要な措置を講じ、その結果を監察官室を經由して本部長に報告しなければならない。

2 本部長は、必要があると認めたときは、日時を指定して事後監察を行うものとする。

（総合監察）

第15条 総合監察は、原則として本部長が毎年1回期日を定めて、全警察署及び警察本部に所属する隊の全部若しくは一部を指定し、業務監察、服務監察及び術科監察を行うものとする。

2 総合監察を行うときは、概ね監察期日の10日前までにその日時、監察要領、監察項目、その他必要な事項を当該警察署長等に通知するものとする。

3 総合監察を行ったときは、その結果を講評するほか、文書により当該警察署長等に通達するものとする。

（随時監察）

第16条 本部長は、監察官又は特に命じた警察職員に随時監察を行わせるものとする。

2 本部長は、特に必要がある場合、本部主幹課長に対しその事務に限り、監察を行わせるものとする。

3 前項の指示を受けた本部主幹課長は、実施要領及び監察結果を本部長に報告しなければならない。

（特別監察）

第17条 本部長は、警察職員の規律違反、その他特異事項について必要があると認めたときは、監察官又は特に命じた警察職員に特別監察を行わせるものとする。

（監察上必要な措置）

第18条 監察官は、前各条のほか、本部長の指揮を受け、監察上必要な措置をとることができる。

附 則

この訓令は、平成12年4月1日から施行する。